

浅口市空家利活用事業補助金交付要綱

平成30年8月1日

告示第93号

改正 令和4年5月9日告示第80号

改正 令和5年4月25日告示第84号

(趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する空家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本市への定住促進を図るため、空家の改修、修繕、補修等を行う者に対し、予算の範囲内において空家利活用事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に存しており、現に居住者がいない(近く居住者がいなくなる予定のものを含む。)一戸建て住宅(敷地及び附帯施設等を含む。)をいう。
- (2) 空家所有者 空家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。
- (3) 空家居住予定者 居住するために空家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、第12条に規定する実績の報告までに当該空家に住民登録をすることができる者をいう。
- (4) 施工業者 建築関連業務等を営む者をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家(以下「補助対象空家」という。)は、浅口市空き家情報バンクに登録したもの又は売買若しくは賃貸に関する不動産業者との媒介契約を締結したものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する補助対象空家のうち居住の用に供する部分について、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 施工業者が施工する住居としての機能を回復又は向上させ、及び設備を改善するために行われる工事であること。
- (2) 工事に要する経費が30万円以上であること。
- (3) 第9条の規定による補助金の交付の決定後に着手し、当該年度の年度末までに実績報告が可能な工事であること。

(補助事業者)

第5条 補助金の交付決定を受け、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、空家所有者又は空家居住予定者とする。ただし、空家居住予定者については、次の各号の全てに該当する者とし、空家所有者については第2号及び第3号に該当する者とする。

- (1) 本市に定住の意思をもって、事業完了の翌年から起算して5年以上当該空家に居住しようとする者(空家を賃借して使用する場合は、前条に規定する補助事業を実施することについて当該空家の所有者の承諾を得ている者に限る。)であること。
- (2) 市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)の滞納がないこと。
- (3) 浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第4条に規定する工事に要した経費とする。ただし、国、県又は本市の他の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。

- 2 前項の補助対象経費については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)が含まれる場合にあっては、当該消費税等仕入控除税額を補助対象経費から控除しなければならない。

(補助金の額)

第7条 補助事業に係る補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。

- 2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に浅口市空家利活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申

請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、浅口市空家利活用事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第10条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、浅口市空家利活用事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、変更すべきものと認めたときは、浅口市空家利活用事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第11条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、浅口市空家利活用事業補助金事業休止(廃止)届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、浅口市空家利活用事業実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が交付の決定を受けた内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浅口市空家利活用事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、浅口市空家利活用事業補助金請求書(様式第8号)又は浅口市空家利活用事業補助金概算払請求書(様式第9号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決

定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を一定の期間を設けて命ずることができる。

- (1) この告示に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(交付申請の制限)

第16条 この告示による補助金の交付の申請は、同一の補助対象空家につき、1回のみ行うことができるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月9日告示第80号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年4月25日告示第84号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

浅口市空家利活用事業補助金交付申請書

浅口市長 様

申請者 住所
ふりがな
氏名
連絡先 () -

浅口市空家利活用事業補助金の交付を受けたいので、浅口市空家利活用事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 算出根拠

総事業費	補助対象経費 (a)	補助率 (b)	交付申請額 (a) × (b)
円	円	1/2	円 (上限 300,000円)

3 関係書類

- (1) 浅口市空家利活用事業実施計画書(別紙様式1)
- (2) 補助事業に係る見積書・設計図等
- (3) 着手前の現況写真
- (4) 誓約書(別紙様式2)
- (5) 市税等に係る納税証明書(完納証明書)
- (6) 消費税等仕入控除額確認書(別紙様式3)
- (7) 売買又は賃貸に係る契約書又は媒介契約書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

別紙様式1(様式第1号関係)

浅口市空家利活用事業実施計画書

1 収支予算 (単位:円)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金(改修分)	円	工事費	円
自己負担金			
他の制度による補助金			
計		計	

2 事業計画

事業実施場所 (対象物件の所在地)	浅口市
実施内容 (工事概要)	<input type="checkbox"/> 既存住宅の増改築工事 <input type="checkbox"/> 浴室・台所・洗面所・トイレの改修等 <input type="checkbox"/> 給水・排水設備工事 <input type="checkbox"/> ガス・給湯設備工事 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> 屋根のふき替え、塗装、防水工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事(外壁張替) <input type="checkbox"/> 部屋の間仕切り変更、新設工事 <input type="checkbox"/> 内装工事(床、内壁、天井の張替等) <input type="checkbox"/> ふすま、障子の張替、畳の取り替え <input type="checkbox"/> 建具等の取り替え、新設工事 <input type="checkbox"/> その他 ()
請負予定業者 (業者名・住所)	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他事項	

別紙様式2(様式第1号関係)

誓約書

浅口市長 様

申請者
住所
氏名

浅口市空家利活用事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- (1) 空家使用予定者にあつては、市に定住の意思をもって5年以上居住すること。
- (2) 市が本申請において審査する際に必要な事項等について調査することに承諾すること。
- (3) 補助対象空家の利活用にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。
- (4) 浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

別紙様式3(様式第1号関係)

年 月 日

浅口市長 様

申請者 住所
氏名

浅口市空家利活用事業に係る消費税等仕入控除税額確認書

浅口市空家利活用事業補助金の交付申請における補助の対象経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申請します。

記

1 対象建築物について

名 称

所在地

2 理由:

以下から選択してください。(該当に○)

(1) 消費税法における納税義務者でない。

(2) 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。

(3) 簡易課税事業者である。

(4) 上記(1)から(3)に該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

様式第2号(第9条関係)

第 号
年 月 日

浅口市空家利活用事業補助金交付決定通知書

様

浅口市長 印

年 月 日付で申請のあった浅口市空家利活用事業補助金について、次のとおり交付することとしたので、浅口市空家利活用事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付に際しての条件等
 - (1) 補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助事業を中止しようとするとき
 - (3) 補助事業者は、補助事業が上記(1)の日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し市長から報告を求められた場合は、市長にその状況を報告しなければならない。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書に係る書類を添えて、市長に報告しなければならない。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

浅口市空家利活用事業補助金変更交付申請書

浅口市長 様

申請者
住所
ふりがな
氏名
連絡先 ()

年 月 日付け、第 号で通知のあった浅口市空家利活用事業補助金について、次のとおり変更したいので、浅口市空家利活用事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の交付申請額 _____ 円 (増減 _____ 円)

3 既交付決定額 _____ 円

4 変更の内容

5 関係書類

- (1) 変更内容が確認できる書類(見積書、設計図等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

浅口市空家利活用事業補助金変更交付決定通知書

様

浅口市長

回

年 月 日付で変更の申請があった浅口市空家利活用事業補助金について、次のとおり変更することに決定したので、浅口市空家利活用事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

変更後の交付金の額 _____ 円

〔 変更前の交付決定額 _____ 円
年 月 日付け 第 号 〕

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

浅口市長 様

申請者
住所
ふりがな
氏名

電話() ー

浅口市空家利活用事業補助金事業休止(廃止)届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた浅口市
空家利活用事業補助金について、次のとおり休止(廃止)したいので届け出ます。

記

1 空家等の所在地	浅口市
2 休止(廃止)の理由	

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

浅口市空家利活用事業実績報告書

浅口市長 様

申請者
住所
氏名
連絡先 () -

年 月 日付け 第 号で通知のあった浅口市空家利活用事業補助金について、その事業を完了したので、浅口市空家利活用事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業費

総事業費	補助対象経費 (a)	補助率 (b)	助成金額 (a) × (b)
円	円	1 / 2	円 (上限 300,000 円)

2 関係書類

- (1) 補助事業に係る領収書・請求明細書の写し
- (2) 完了後の写真
- (3) その他市長が必要とする書類

様式第7号(第13条関係)

第 号
年 月 日

浅口市空家利活用事業補助金確定通知書

様

浅口市長 目

年 月 日付け 第 号で交付を決定した浅口市空家利活用事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、浅口市空家利活用事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 交 付 額 円

様式第8号(第14条関係)

年 月 日

浅口市空家利活用事業補助金交付請求書

浅口市長 様

請求者
住所
氏名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった浅口市空家利活用事業補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--

円

なお、上記については下記口座に振り込んでください
(振込先)

金融機関名	銀行・農協・信用 ()	店
預金種別	(普 通 ・ 当 座)	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	
	氏 名	

※ 口座名義人は申請者(請求者)と同一であること

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

浅口市空家利活用事業補助金概算払請求書

浅口市長 様

請求者
住所
氏名

年 月 日付け、第 号で確定通知のあった浅口市空家利活用事業補助金について、下記金額を交付されたく概算払を請求します。

交付決定金額 _____ 円

請 求 額 _____ 円

概算請求理由

なお、上記については下記口座に振り込んでください。

(振込先)

金融機関	銀行・農協・信用()	店
預金種別	(普 通 ・ 当 座)	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	
	氏 名	

※ 口座名義人は申請者(請求者)と同一であること

様式第 1 号(第 8 条関係)

様式第 2 号(第 9 条関係)

様式第 3 号(第10条関係)

様式第 4 号(第10条関係)

様式第 5 号(第11条関係)

様式第 6 号(第12条関係)

様式第 7 号(第13条関係)

様式第 8 号(第14条関係)

様式第 9 号(第14条関係)